

我孫子市共催の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市の施策に関する事業について、市民団体等（以下「団体等」という。）と市が共催する場合の基準、手続等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、共催とは、団体等と市が事業の共同主催者として、それぞれ企画及び運営に参画し、応分の責任を持って、当該事業を行うことをいう。

(共催の対象等)

第3条 団体等と共催することができる事業は、我孫子市総合計画及びこれに基づく分野別計画の施策に合致すると認められる事業で、共催することにより事業の効果が期待でき、又は継続性が期待できるもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの、又はそのおそれのあるもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの、又はそのおそれのあるもの
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの、又はそのおそれのあるもの
- (4) 営利事業又は営利的意思があると認められるもの
- (5) 公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるもの
- (6) 暴力団との関係のあるもの、又はそのおそれのあるもの
- (7) その他共催することが不相当と認められるもの

(共催の留意点等)

第4条 実施する事業を団体等と共催するときは、次に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 事業に関するチラシ等の案内文書への表記は、「団体等」と「我孫子市」の名称を列記すること。
- (2) 応分の費用負担をすること。

(手続等)

第5条 所管課は、団体等から共催に関する協議の申出を受けたとき、又は実施する事業を団体等と共催して実施する方が単独で行うよりも有効と判断したときは、当該団体等と協議の上、所管部長の決裁を受けるとともに、当該事業を実施計画計上の事業としなければならない。

2 所管課は、共催した事業が終了したときは、所管部長に報告しなければならない。

3 第1項の協議は、当該実施する事業について趣旨、目的、効果等を十分に考慮するとともに、役割分担、責任の所在、費用負担等について十分調整したものでなければならない。

(共催事業の中止)

第6条 所管課及び団体等又はそれぞれのいずれか一方において、当該共催する事業を中止し、又は延期する事情が生じたときは、当該事業の取扱いについて直ちに協議しなければならない。

(実行委員会形式により実施する事業の取扱い)

第7条 前4条(第4条第1号の規定を除く。)の規定は、市が実行委員会の一構成員として参加する場合に準用する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。